

## 沼隈内海商工会加入に際してのお知らせ

### 1. 加 入

理事会の承諾を得て、所定の会費を収めた時に商工会の会員となります。

#### <会費徴収基準>

会費は口数別とし、1口1,000円（最低10口10,000円）とする。

- ※ 商工会の事業年度は、4月1日～3月31日です。
- ※ 会費の払込方法は、原則として自動振替（年1回7月）とさせていただきます。
- ※ 加入申込者が反社会的勢力に属する等、当会が加入を拒む正当な理由がある場合には、加入をお断りします。  
また、加入後に反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、下記2.（3）の除名手続きを取らせていただきます。

### 2. 脱 退

以下の場合には、脱退となります。なお、脱退時は年度中途の会費払い戻しはありません。

- （1）会員たる資格を喪失した場合 ※1
- （2）死亡し、又は解散した場合
- （3）除名された場合 ※2
- （4）任意で脱退する場合 ※3

※1…個人事業を廃業、

所在地、営業所等が地区外へ移転等した場合（特別会員での加入は可能）

※2…次のいずれかに該当する場合

- ① 2年にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った場合
- ② 商工会の体面を傷つけ、又は商工会の目的遂行に反する行為を行った場合
- ③ 反社会的勢力であると判明した場合又は反社会的勢力であるとの疑いが生じた場合

※3…商工会法第19条の規定により任意で脱退する場合は、事業年度の終わりの60日前（1月30日）までに、脱退を予告してください。それ以降の申し出の場合、翌年度の会費も請求させていただきます。

### 3. 届 出

次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を商工会へ届け出てください。

- （1）個人たる会員で、事業所名称、住所、連絡先、業種等に変更があったとき
- （2）法人たる会員で、その代表者、住所、連絡先、業種等に変更があったとき
- （3）事業の廃止、地区内において有する営業所、事業所、工場又は事業場の閉鎖、その他会員たる資格を喪失したとき

※個人たる会員の代表者変更は廃業・開業にあたるため、脱会・加入手続きとなります。

- （4）その他、届け出事項に変更があったとき

#### 【お問い合わせ先】

□沼隈内海商工会 TEL 084-987-0328

E-mail: numakuma@hint.or.jp